

事業の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意見書

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

住 所 〒

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

電話番号又はメールアドレス

川崎市環境影響評価に関する条例 (平成11年川崎市条例第48号) 第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

(注意事項)

- 1 環境の保全の見地からではない意見や、記載事項に不備がある意見書は、意見書として取扱うことができませんので御注意ください。
- 2 意見の記入及び提出に当たっては必ず別紙「意見書を提出する方へ」を御確認ください。提出方法は郵送、持参、ホームページ内フォームのいずれかです。ファクス、Eメールでは受け付けていません。
- 3 御記入いただいた個人情報川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

(1) 準備書の該当ページ番号
又は環境影響評価項目等

(2) 準備書についての環境の保全の見地からの意見

田園都市線への風害

意見記入欄

1. 風洞実験がタワマンの高さ140mに対して140m～200mの範囲では対応できないのではないかと。
2. 羽田飛行場の建造物測定の場合は、建造物の4倍の範囲を測定し、建造物を低くした経緯がある。
明らかに、タワマン2棟からの風は、標高地形図にあるように田園都市線は谷間を走っている。タワマン2棟に当たる風は、この谷間・田園都市線を通して土橋小学校方面へ向けて吹き降ろされる。児童の校庭での運動が著しく阻害される危険がある。
3. 風洞実験が風向北からが中心になっているが、田園都市線への風が心配になる。南風、南東の風の計測が必要ではないかと。

※ この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。その場合、紙の右上に__枚中__枚目と全体の枚数を記載してください (例: 3枚中1枚目)。

提出期限 令和5年1月25日(水)まで (郵送の場合は当日消印有効)